

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成20年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 二戸市
- 2 事業の種類 二戸市森林公園（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県二戸市浄法寺町清水尻地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、二戸市が二戸市総合計画に基づき設置する森林公園であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園」に該当する。従って、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である二戸市は、二戸市総合計画に基づき策定された安比川流域生活圈整備プロジェクトに基づく施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

平成18年1月1日に旧二戸市と旧浄法寺町が合併した新二戸市では、市政を総合的・計画的に運営するため平成18年度から平成27年度までを計画期間とした二戸市総合計画を策定している。

この計画の中で、新市の速やかな一体化と均衡ある発展を図るため安比川流域生活圈整備プロジェクトを掲げ、安比川流域における市民生活の利便性や快適性の向上を図るため、必要な環境整備を推進することとしている。

旧浄法寺町には中心部から約7キロメートルに位置する上杉沢公園と同じく中心部から約1.5キロメートルに位置する浄法寺運動公園の2箇所しかなく、特に旧浄法寺町の中心部近郊には緑地等の公園が整備されていないことから公園の整備が望まれていた。

二戸市では、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、森林や河川などの自然環境の保全と創造に取り組むとともに、自然保護や環境保全に対する住民意識の醸成を進め、住民等に憩いや安らぎを与えることを目的に、森林公園を整備するものである。二戸市森林公園(仮称)整備事業は、数少ない古木を永く保存する方策として、住民と強調しながら行政が主体となって取得保全に努め、地域のシンボル・財産として古木を健全な状態で次世代に引き継ぐことが重要であるとの認識のもと、自然とのふれあい、心の安らぎや感動を通じて、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育み、併せて健康維持・増進に寄与する事業である。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業地は、保安林であり、また、森林資源の保全活用を目的としたもので現状の立木伐採は行わず土地の形質を最小限に抑えた工法となっている。また、埋蔵文化財等について、二戸市教育委員会に確認したところ存しないことが確認されている。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の非対象事業である。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、二戸市森林公園(仮称)を整備するもので、起業地は、古木が存する林地で、森林資源の保全が図られ、併せて、住民に憩いと安らぎを与える旧浄法寺町の中心部に近接する場所に限られる。

事業計画は、緑と水に恵まれた豊かな自然環境を将来にわたり誇りにできるよう森林や河川などの自然環境の保全と創造のため新たに土地及び立木を収用しようとするものであるが、事業の目的、施設を利用する住民の利便性、周辺土地の利用形態、支障物件の状況、用地取得費及び工事費等の経済性等から、2つの事業計画を作成し比較検討した結果、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

数少ない古木を永く保存する方策として、住民と行政が協調しながら取得保全に努め、地域のシンボル・財産としての古木を健全な形で次世代に引き継ぎ、自然に対する理解を深め環境保全と健康維持・増進に寄与するという目的のために本事業の早期の対応が求められている。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

なお、収用しようとする物件も二戸市森林公園(仮称)整備事業のため必要であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 二戸市役所 浄法寺総合支所